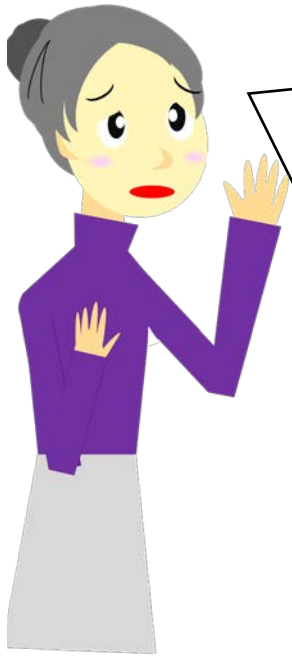




国民年金保険料の13か月分 前納制度をもっと周知して！

相談の内容



3月生まれの子どもが20歳になったので、国民年金の保険料を割引率が一番大きい口座振替での1年度分前納で支払おうとしたところ、申込期日(2月末)が過ぎていたので手続できなかった。

A県にある年金事務所の窓口で苦情を言ったところ、口座振替と同じ割引額となる13か月分現金前納制度があることを教えられた。しかし、この制度についてはパンフレット等でも周知されておらず、知らないままで割引が受けられない人がいるのではないかと。

3月生まれの方には周知チラシが送付されるようになりました！

こう解決！

相談を受けた行政評価事務所が調べたところ、3月生まれの20歳到達者への割引制度の情報提供が十分ではなく、不利益を被る方が多数生じる可能性が見込まれたため、当該年金事務所に対し改善を求めました。

その結果、A県内では、従来から20歳到達者に送付している書類に併せて、3月生まれの方には「13か月分現金前納制度を利用すれば、口座振替による1年度分前納と同額の割引が適用される」旨を記載したチラシを送付することになりました。

